

橋本市新婚世帯住宅取得補助金交付のご案内

H24年度～H26年度限定



橋本市への若年層の定住を促進し、人口維持・地域の活性化を図るため、新婚世帯住宅取得補助金を交付します。**平成 26 年度までの助成制度です。**

対象住宅

- 平成 24 年 4 月 1 日以降に市内で取得した住宅であること。
- 夫婦双方又はそのいずれかの名義（夫婦以外の者との共有名義では、夫婦の持分が 2 分の 1 以上であること。）で所有権保存。移転の登記を完了していること。 *平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの登記
- 住宅の用に供する建物で、床面積（併用住宅においては店舗・事務所等の部分を除く居住部分の延床面積）が 50 平方メートル以上であること。

対象者

- 市内に定住する意思のある夫婦
- 申請日現在、婚姻の日から 3 年を経過しない夫婦で、夫婦のいずれかが申請日現在で満 40 歳未満であること
- 登記の完了した住宅の所在地に住民登録をし、3 ヶ月以上異動をしていない夫婦
- 橋本市税を完納している夫婦（課税されてなく転入前で課税されていれば、直近 1 年は納付していること）

補助金額

1. 新築住宅を新築または購入したとき …… 40 万円
 2. 築 1 年以上 10 年未満の住宅を購入したとき …… 30 万円
 3. 築 10 年以上の住宅を購入したとき …… 20 万円
- さらに …… 夫婦のいずれかが転入の場合は転入加算金をプラスします。

- | | |
|--------------|---------|
| • 1 の場合 …… | + 20 万円 |
| • 2、3 の場合 …… | + 10 万円 |

*新築住宅 建物登記簿の表題部の建築年月日から起算して 1 年を経過しない住宅

転入加算の条件

- 夫婦の双方またはいずれかが、平成 23 年 4 月 1 日以降に本市に転入していること。
- 転入前 1 年間は、本市に住民登録がないこと。

添付書類

- 夫婦の住民票の写し
- 夫婦の記載のある戸籍謄本（抄本）
- 建物登記簿の全部事項証明書
- 橋本市税完納証明書（橋本市で課税がなく、転入前の市町村で課税があればその納税証明書 1 年分）
- 居住用面積を証明する書類（併用住宅の場合）
- 転入前 1 年間の住所が分かる戸籍附票等（転入加算対象者）

*いずれも発効日から 1 ヶ月以内のもの コピーは不可

申請方法

- 申請書に必要書類を添付し、直接下記受付窓口へ申請してください。（郵送による受付は行いません。）
- 申請時には、印鑑をお持ちください。

受付期間

平成 24 年 4 月 2 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

土曜日・日曜日・祝日を除く 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

申請時の受付窓口・問い合わせ先

橋本市役所 企画部 企画経営室

電話：0736-33-1111（代表） FAX：0736-33-1665

電子メール：kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp